

【 検 査 】

５６６ リポ蛋白（a）等の算定間隔について

《令和７年６月３０日》
《令和８年６月１日更新》

○ 取扱い

次の検査の算定は、原則として３か月に１回認められる。

- (1) D007「27」リポ蛋白（a）
- (2) D007「43」レムナント様リポ蛋白コレステロール（RLP-C）

○ 取扱いを作成した根拠等

D007「27」リポ蛋白（a）及びD007「43」レムナント様リポ蛋白コレステロール（RLP-C）は、厚生労働省通知[※]にそれぞれ「「27」のリポ蛋白（a）は、３月に１回を限度として算定できる。」及び「「43」のレムナント様リポ蛋白コレステロール（RLP-C）は免疫吸着法－酵素法又は酵素法により実施し、３月に１回を限度として算定できる。」と示されている。

以上のことから、これらの検査の算定は、原則として３か月に１回認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について